

南三陸町

子育てハンドブック

〈令和2年度 改訂版〉



南三陸町保健福祉課



はじめに

南三陸町で子育てをする方のために、子育てに関する支援や制度などをまとめた「南三陸町子育てハンドブック」を作成しました。






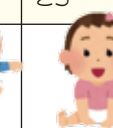






自然豊かなこのまちで、安心して楽しい子育てライフが送れるよう、お子さんの成長に合わせたお役立ち情報を掲載しております。

いつもお手元においていただき、参考にしてください。



○南三陸町子育てカレンダー	P.2~3
1 はじめに(妊娠・不妊)	P.4~6
1-1 妊娠届・母子健康手帳交付 1-2 妊産婦相談 1-3 妊婦一般健康診査 1-4 国民年金の産前産後期間の免除制度 1-5 妊婦歯科健康診査 1-6 不妊に悩む方への特定治療支援事業	
2 赤ちゃんが生まれたら	P.7~11
2-1 出生届 2-2 健康保険の加入 2-3 出産育児一時金 2-4 子ども医療費助成 2-5 児童手当 2-6 子育て世帯応援券(誕生) 2-7 未熟児養育医療費助成 2-8 出産手当 2-9 赤ちゃん・産婦訪問 2-10 絵本のプレゼント	
3 健診・予防接種	P.12~17
3-1 乳児一般健康診査 3-2 乳幼児健康診査・健康相談 3-3 フッ素塗布事業 3-4 予防接種事業	
4 お子さんの健やかな成長のために	P.18~20
4-1 子育て相談 4-2 離乳食相談(食生活相談) 4-3 子育て支援センター	
5 保育所・幼稚園	P.21~23
5-1 保育所・地域型保育事業・幼稚園・認定こども園 5-2 フッ化物洗口事業	
6 学校教育支援	P.24~27
6-1 就学時健康診断 6-2 子育て世帯応援券(入学) 6-3 要保護準要保護児童生徒就学援助 6-4 放課後児童クラブ 6-5 南三陸町教育支援センター「はまゆり」 6-6 南三陸町育英資金貸付事業 6-7 南三陸町看護・介護学生等修学資金貸付事業 6-8 南三陸町医学生等修学資金貸付事業	
7 母子父子家庭のために	P.28~29
7-1 児童扶養手当 7-2 母子・父子家庭医療費助成 7-3 母子父子寡婦福祉資金貸付金 7-4 ひとり親家庭等就業支援講習会	
8 障がいのあるお子さんのために	P.30~34
8-1 身体障害者手帳 8-2 療育手帳 8-3 精神保健福祉手帳 8-4 特別児童扶養手当 8-5 障害児福祉手当 8-6 自立支援医療(育成医療) 8-7 補装具費用の助成 8-8 日常生活支援用具の給付 8-9 南三陸町難聴児補聴器購入助成事業 8-10 障害者医療費助成 8-11 児童通所支援 8-12 日中一時支援事業 8-13 南三陸町障害者相談支援事業	
9 その他の支援・相談	P.35~36
9-1 児童虐待 9-2 DV(ドメスティック・バイオレンス) 9-3 防災	
○南三陸町の子育て関係機関一覧	P.37

南三陸町子育てカレンダー

	妊娠前・妊娠中	赤ちゃんの誕生	生後1か月ごろまで	生後2～4か月ごろまで	生後6か月ごろ	生後7～10か月ごろ	1歳ごろ	1歳6か月ごろ	2歳ごろ	3歳ごろ	5～6歳ごろ	小学校以降	
こどもの発達	 赤ちゃんを迎える準備期間です	 こんにちは! 赤ちゃん	 体つきがふっくらしてきます	 首がすわってきます	 寝返りができるようになります	 はいはいやお座りができるようになります	 つかまり立ちができるようになります	 ひとり歩きができるようになります	 自我が芽生えてきます	 身の回りのことが少しずつできるようになります	 友達との関係がより深くなります		
届出・手当	妊娠届 母子手帳交付 P.4	出生届 P.8	子ども医療費助成 (18歳到達後最初の3月31日まで) P.9					児童手当 (中学校卒業まで) P.9					
	不妊に悩む方への特定治療支援事業 P.6	子育て世帯応援券 (誕生) P.10	母子父子家庭への支援 P.28～29								子育て世帯応援券 (入学) P.24		
		障がいのあるお子さんへの支援 P.30～34	新生児聴覚検査助成 P.32										
健診・健康	妊婦健診 P.5 妊婦歯科健診 P.5	産婦健診 (R3.4.1～予定) P.24	乳児一般健診 (1回目) P.12		乳児一般健診 (2回目) P.12			2歳半歯科健診 P.13		就学時健診 P.24			
		赤ちゃん・産婦訪問 P.11	3～4か月児健診 P.13		6～7か月児健康相談 P.13		1歳6か月児健診 P.13		3歳児健診 P.13				
	妊産婦相談	育児相談、離乳食相談 (食生活相談)											
予防接種	定期 P.14	〇タウウイルス (〇タリックス:生後6週～24週、〇タテック:生後6週～32週)		ヒブ、小児肺炎球菌 (生後2か月～5歳未満)		BCG、B型肝炎 (生後2か月～生後1年に至るまで)					四種混合 2期 (11歳～13歳未満)		
		四種混合 1期 (生後3か月～7歳6か月未満)		麻しん風しん混合 1期 (1歳～2歳)					麻しん風しん2期 (5～7歳未満)		日本脳炎 2期 (9歳～13歳未満)		
		水痘 (水ぼうそう) (1歳～3歳未満)					日本脳炎 1期 (生後6か月～7歳6か月未満)						
	任意 P.15	おたふくかぜ											
預かり、その他の子育て支援	子育て支援センター P.19～20							認可保育所 (生後10か月から) P.21～23		認定子ども園 (入谷ひがし幼児園は1歳から、名足子ども園は3歳から) P.21～23		放課後児童クラブ P.25	
	地域型保育 (1～2歳) P.21～23					私立幼稚園 (3歳から) P.21～23					心のケアハウス P.26 はまゆり教室 P.26		

1 はじめに（妊娠）

申請・届出

1-1 妊娠届・母子健康手帳交付



内容 妊娠の届出をした方に、母子健康手帳を交付します。

母子健康手帳は、妊娠中からのお子さんやお母さんの継続した健康記録となります。また、保健や育児に関する情報も記載されています。妊娠がわかったら早めに届出をしましょう。

【妊娠届出時に交付するもの】

- ・母子健康手帳
- ・母子健康手帳別冊（妊婦一般健康診査受診票、産婦一般健康診査受診票、乳児一般健康診査票）
- ・妊婦歯科健康診査受診票

手続き 毎週月曜日 午後1時から午後5時まで交付を行っています。

個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード（通知カードの方は、顔写真入の身分証明書もあわせて）を持参し、保健福祉課健康増進係窓口までお越しください。

指定日以外での交付や、歌津総合支所での交付を希望される方は、事前にご連絡をお願いします。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

健康相談

1-2 妊産婦相談

内容 保健師・栄養士による妊娠中及び産後の個別相談を行っています。

妊娠中の体のことや「母乳が足りているか心配」「赤ちゃんの体重が思うように増えない」「赤ちゃんがなかなか泣きやんでくれない」など子育ての心配、不安に思っていることをお気軽にご相談ください。希望される方は保健福祉課健康増進係へお問い合わせください。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

1-3 妊婦一般健康診査

内容 妊婦一般健康診査はお母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックするためのものです。町では14回分（多胎妊娠の場合は6回分追加）の妊婦健診の費用を助成しています。

対象者 町内に住民票のある妊婦の方

健康相談・免除・助成

手続き 妊婦健診で利用できる14回分の妊婦一般健康診査受診票（母子手帳別冊）を、母子健康手帳の交付にあわせてお渡ししています。妊婦健診を受ける際は、受診票に必要事項を記入し、医療機関にお持ちください。契約医療機関外で健診を受けられる方は償還払い（立替払い）となりますので、保健福祉課健康増進係にお申し出ください。

その他 南三陸町に転入された方で、受診回数が14回未満の方は、残りの受診回数分の受診票を交付します。保健福祉課健康増進係へお問い合わせください。町外へ転出された方は、町で交付した受診票は使用できません（妊婦健診の費用の助成が受けられません）。詳細は、転出先の市町村へお問い合わせください。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

1-4 国民年金の産前産後期間の免除制度

内容 次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者において産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は保険料を納付したもとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産予定日または出産日が平成31年2月1日以降の方。

手続き 出産前に届出する場合：年金手帳、母子健康手帳
 出産後に届出する場合：年金手帳、被保険者（母）と子が別世帯の場合は出生証明書など（出産日および親子関係を明らかにする書類）

その他 免除期間：出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。
 なお、多胎妊婦（双子等）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間。

届出時期：出産予定日の6か月前から可能です。出産後に届出することも可能です。

申請・問合せ先 石巻年金事務所 TEL0225-22-5115
 町民税務課戸籍住民係 TEL0226-46-1373

1-5 妊婦歯科健康診査

内容 妊娠中に1回、歯科健診を無料で受けることができます。妊娠中は、普段よりも虫歯や歯周病が進行しやすく、重度の歯周病により早産や低出生体重児になる頻度が高まる可能性が報告されています。妊婦さんご本人、そして生まれてくる赤ちゃんの健康のためにも、妊婦歯科健診を受診しましょう。

対象者 町内に住民票のある妊婦の方

助成・支援事業

手続き 母子健康手帳交付時に交付する妊婦歯科健診受診票を、町内の歯科医院に持参して受診してください。

その他 健診の結果、治療が必要な場合は自己負担となります。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 Tel0226-46-5113

1-6 不妊に悩む方への特定治療支援事業

内容 特定不妊治療に要した費用を助成します。

【助成額】

特定不妊治療に要した費用から県の助成額を差し引いた額に対し、1回あたり150,000円まで。男性不妊治療についても助成しています。
※治療方法によっては助成額の上限が75,000円となります。また対象外となる治療方法もあります。

対象者 治療開始時における妻の年齢で判断します。

初回 40歳未満 通算6回

初回 43歳未満 通算3回

※いずれも年間助成回数と通算助成期間に限度はありません。

- ・宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書の交付を受けていること。
- ・治療開始時及び申請日にご夫婦（法律上婚姻関係にある者に限る。）またはご夫婦のいずれか一方が1年以上南三陸町内に住所を有していること。
- ・助成の申請時において、他の市町村でご夫婦いずれかが同一治療期間の特定不妊治療の助成を受けていないこと。
- ・ご夫婦またはご夫婦のいずれかに係る町税に滞納がないこと。

手続き 初めに宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業の申請を行ってください。宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業決定の通知が届いたら速やかに町に申請してください。申請について、対象となる治療内容、助成額、申請時の持ち物等記載したパンフレットがありますので、お問い合わせください（県・町のHPにも掲載されています）。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 Tel0226-46-5113
宮城県気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班
Tel0226-21-1356

2 赤ちゃんが生まれたら

○出生後の手続きの流れ

① 出生届の提出 (P.8)

役場町民税務課戸籍住民係
歌津総合支所

② 健康保険の加入、出産育児一時金の申請 (P.8)

国保の方

役場町民税務課医療給付係
歌津総合支所

国保以外の方

保護者の加入している健康保険へ確認

③ 子ども医療費助成の申請 (P.9)

役場町民税務課医療給付係
歌津総合支所

④ 子育て応援券、児童手当の申請 (P.9~10)

保健福祉課子育て支援係（総合ケアセンター南三陸内）
歌津総合支所
（児童手当は公務員の方については勤務先へ申請）

赤ちゃん・産婦訪問のために、
「出生連絡票」も早めに提出しましょう！（P.11）

申請・届出

2-1 出生届

内容 赤ちゃんが生まれてから14日以内に住所地・本籍地・出生地のいずれかの役所に出生届を出しましょう。

手続き 町民税務課又は歌津総合支所の窓口でお手続きください。
○必要なもの ・出生届書（出生証明書）・母子健康手帳・印鑑

申請・問合せ先 町民税務課戸籍住民係 TEL0226-46-1373
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

2-2 健康保険の加入

内容 赤ちゃんが生まれたらできるだけ早く健康保険の加入手続きを行いましょう。国民健康保険に加入の方は、出生後14日以内に手続きをしてください。

手続き 国民健康保険加入の方は、町民税務課又は歌津総合支所の窓口で手続きをしてください。その他の健康保険に加入の方は、勤務先に確認してください。

申請・問合せ先 【国民健康保険加入の方】
町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373
歌津総合支所 TEL0226-36-2111
【その他の健康保険に加入の方】
勤務先や加入している健康保険

手当・助成

2-3 出産育児一時金

内容 健康保険に加入している方が出産される場合、その出産費用に充てることのできるように、出産育児一時金が支給されます。（出産される医療機関に、出産育児一時金を直接支払う制度（直接支払制度）もあります。）

申請・問合せ先 【国民健康保険加入の方】
町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373
【その他の健康保険に加入の方】
勤務先や加入している健康保険

2-4 子ども医療費助成

内容 健康保険が適用される医療費について、自己負担分を助成します。（保険適用外の費用は助成の対象となりません。）

対象者 出生から18歳に達する日の属する年度の末日までのお子さん

手続き 町民税務課又は歌津総合支所の窓口で手続きをしてください。
○必要なもの
・印鑑
・お子さんの健康保険証
・申請者名義の預、貯金通帳
※場合によってはその他必要書類があります。
※お子さんの健康保険証がそろわない際でも、お早目に一度窓口でご相談ください。

申請・問合せ先 町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

2-5 児童手当

内容 中学校修了前（15歳到達後の年度末）までのお子さんを養育している方に手当が支給されます。（2月、6月、10月の年3回の支払いです。）

【支給額】 0～3歳未満 月額15,000円
3歳～小学校修了前（第1・2子） 月額10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降） 月額15,000円
中学生 10,000円
※所得制限を上回る場合は一律5,000円

手続き 保健福祉課子育て支援係又は歌津総合支所の窓口へ申請してください。（公務員の方は職場へ申請してください。）
○必要なもの

・印鑑
・申請者の健康保険証
・申請者の預、貯金通帳
・個人番号（マイナンバー）カード又は個人番号が記載された住民票
・本人確認ができる書類（顔写真入りの身分証明書など。）
※場合によってはその他必要書類があります。

申請・問合せ先 保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402
歌津総合支所 TEL0226-36-2111

2-6 子育て世帯応援券（誕生）

内容 お子さんが誕生したご家庭を応援するため「子育て世帯応援券（商品券）」を支給します。

【支給額（商品券の額）】

第1子：3万円、 第2子：5万円、 第3子以降：10万円

対象者 町内に住所を有するお子さんと同一世帯の保護者の方へ支給します。

手続き 申請書に必要事項を記入し、住民票謄本を添えて保健福祉課子育て支援係又は歌津総合支所の窓口へ申請してください。
（申請書は町民税務課、歌津総合支所、保健福祉課子育て支援係にあります）

申請・問合せ先 保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402

2-7 未熟児養育医療費助成

内容 早産等により出生時の体重が2,000g以下又は生活力が特に弱く、医師が未熟児として指定養育医療機関で入院養育が必要と認めた場合、入院費用のうち保険診療に係る自己負担額及び食事代を助成します。（保険適用外の費用は助成の対象となりません。）

対象者 出生時の体重が2,000g以下又は生活力が特に弱い満1歳未満の赤ちゃん

手続き 赤ちゃんが入院期間中に申請してください。医師の意見書等が必要になりますので、詳細についてはお問合せください。

申請・問合せ先 町民税務課医療給付係 TEL0226-46-1373

2-8 出産手当

内容 働いている方の給与保障として、育児休業中の方に一定額が支給されます。

対象者 出産により育児休業取得中の女性で、健康保険（国民健康保険を除く）に加入されている方

申請・問合せ先 勤務先



健康管理

2-9 赤ちゃん・産婦訪問

内容 赤ちゃんが生まれたら、保健師がご自宅に訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康状態の確認や保健相談を行います。訪問の際に、乳幼児健康診査・健康相談の問診票と、各種予防接種予診票が綴られた予防接種手帳をお渡しします。

手続き 赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳交付時にお渡ししている「出生連絡票」を提出してください。提出後、保健師から訪問について電話でご案内します。里帰り先での訪問を希望する場合は、里帰り先の市町村への依頼が可能な場合もありますのでご相談ください。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113



絵本のプレゼント

2-10 絵本のプレゼント

内容 お子さんに絵本を読んであげることは、お子さんと心のふれあいをもつ大切な時間です。絵本を通じて、親子のきずなが深まり、お子さんの心豊かな成長につながっていきます。

町では、そういった読み聞かせの機会をより多く持っていただくために、3～4か月児健診、6～7か月児健康相談、1歳6か月児健診、2歳半歯科健診、3歳児健診の際に絵本をプレゼントしています。絵本を通じて、親子のふれあいの時間を増やしてください。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113



3 健診・予防接種

健診

3-1 乳児一般健康診査

内容 乳児一般健康診査は、赤ちゃんが順調に育っているか、成長や発達のうえでの心配事や病気はないかを調べるなど、健康チェックや育児相談の場です。1歳未満の赤ちゃんの前半期（生後2か月）と後半期（生後8～9か月）に1回ずつ、医療機関の個別受診による健康診査を受けられます。町では、2回の乳児健康診査の費用を全額助成しています。

対象者 町内に住民票のある乳児

手続き 受診票は、母子健康手帳別冊の中に綴られています。乳児健診を受ける際は、受診票に必要事項を記入し、予約した上で医療機関にお持ちください。契約医療機関外で健診を受けられる方は償還払い（立替払い）となりますので、保健福祉課健康増進係にお申し出ください。里帰り先での乳児健診を希望する場合は、里帰り先の市町村への依頼が可能な場合もありますのでご相談ください。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

3-2 乳幼児健康診査・健康相談

内容 お子さんの順調な成長、発達、健康のために、町での集団健康診査を実施しています。

	内 容	対 象	会場
3～4か月児健康診査	離乳食や歯についてのお話、グループワーク、医師の診察、保健師・栄養士による個別相談を行います。	3か月～4か月の乳児	総合ケアセンター 南三陸
6～7か月児健康相談	食事や歯についてのお話、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談、保育士による親子遊びを行います。	6か月～7か月の乳児	
1歳6か月児健康診査	医師・歯科医師による診察、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士による個別相談、保育士による親子遊びを行います。	1歳6か月～2歳未満の幼児	
2歳半歯科健康診査	幼児期の食事や歯についてのお話、歯科医師による診察、ブラッシング指導、保健師・栄養士による個別相談を行います。	2歳～3歳未満の幼児	
3歳児健康診査	医師・歯科医師の診察、聴覚検査、視覚検査、尿検査、保健師・栄養士・心理士による個別相談を行います。	3歳～4歳未満の幼児	

※詳しい日程は、南三陸町ホームページ又は広報南三陸に掲載しています。URL <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

手続き 申し込み等は必要ありません。母子手帳と問診票をお持ちください。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

3-3 フッ素塗布事業

内容 むし歯予防として、希望者にフッ素塗布を行います。

対象児	内 容	会場
1歳6か月児	1歳6か月児健康診査で実施	総合ケアセンター 南三陸
2歳児	2歳フッ素塗布事業で実施（問診、歯科医師による確認、おやつやフッ素についてのお話、ブラッシング指導も行います）	
2歳6か月児	2歳半歯科健康診査で実施	
3歳児	対象者に交付する南三陸町フッ素塗布無料受診券を持参して実施 ※フッ素塗布以外の処置に係る費用は、自己負担となります。	町内歯科医院

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113

予防接種

3-4 予防接種事業

内容 感染症を予防するために必要な、乳幼児期の各種予防接種の料金を助成します。

◆定期予防接種（対象年齢期間内は無料で接種できます）

種類	対象年齢		標準的な接種期間	回数・間隔
口タウィルス	1価	生後6週から24週まで		2回 間隔：4週間以上
	5価	生後6週から32週まで		3回 間隔：4週間以上
ヒブ感染症	生後2か月～5歳未満		初回：生後2か月～7か月	3回 間隔：27日～56日
			追加：初回終了後7か月～13か月まで	1回
小児肺炎球菌感染症	生後2か月～5歳未満		初回：2か月～7か月	3回 間隔：27日以上
			追加：初回3回目から60日以上	1回
BCG	生後1年に至るまで		生後5か月～8か月	1回
四種混合 〔百日咳 ジフテリア 破傷風 ポリオ〕	1期 〔百日咳 ジフテリア 破傷風 ポリオ〕	生後3か月～ 7歳6か月未満	初回：3か月～12か月	3回 間隔：20日～56日
	2期 〔ジフテリア 破傷風 ポリオ〕		追加：初回3回目終了後 1年～1年6か月まで	1回
麻しん風しん 混合（MR）	1期	1歳～2歳未満		1回
	2期	5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間		1回
水痘 （水ぼうそう）	1歳～3歳未満			3か月以上の間隔で 2回
日本脳炎	1期	生後6か月～ 7歳6か月未満	初回：3歳	2回 間隔：6～28日
			追加：4歳（初回終了から1年後）	1回
	2期	9歳～13歳未満	小学校4年生	1回
B型肝炎	生後1年に至るまで		生後2か月から9か月まで	3回 間隔：2回目は1回目の 接種から27日以上。 3回目は1回目の接種 から139日以上。

※ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）の助成も行っていますが、平成25年6月14日から積極的な接種勧奨を控えることとなりました。

◆任意予防接種（助成対象の予防接種）

種類	対象年齢	回数・間隔
おたふくかぜ	1歳から7歳未満	1回 ※

※日本小児科学会では2回（1歳と小学校入学前の1年間が望ましい）が推奨されていますが、町の助成は1回です。

- ◆定期接種……対象年齢や接種方法が法律で定められている予防接種
- ◆任意接種……法律に基づかない任意の予防接種

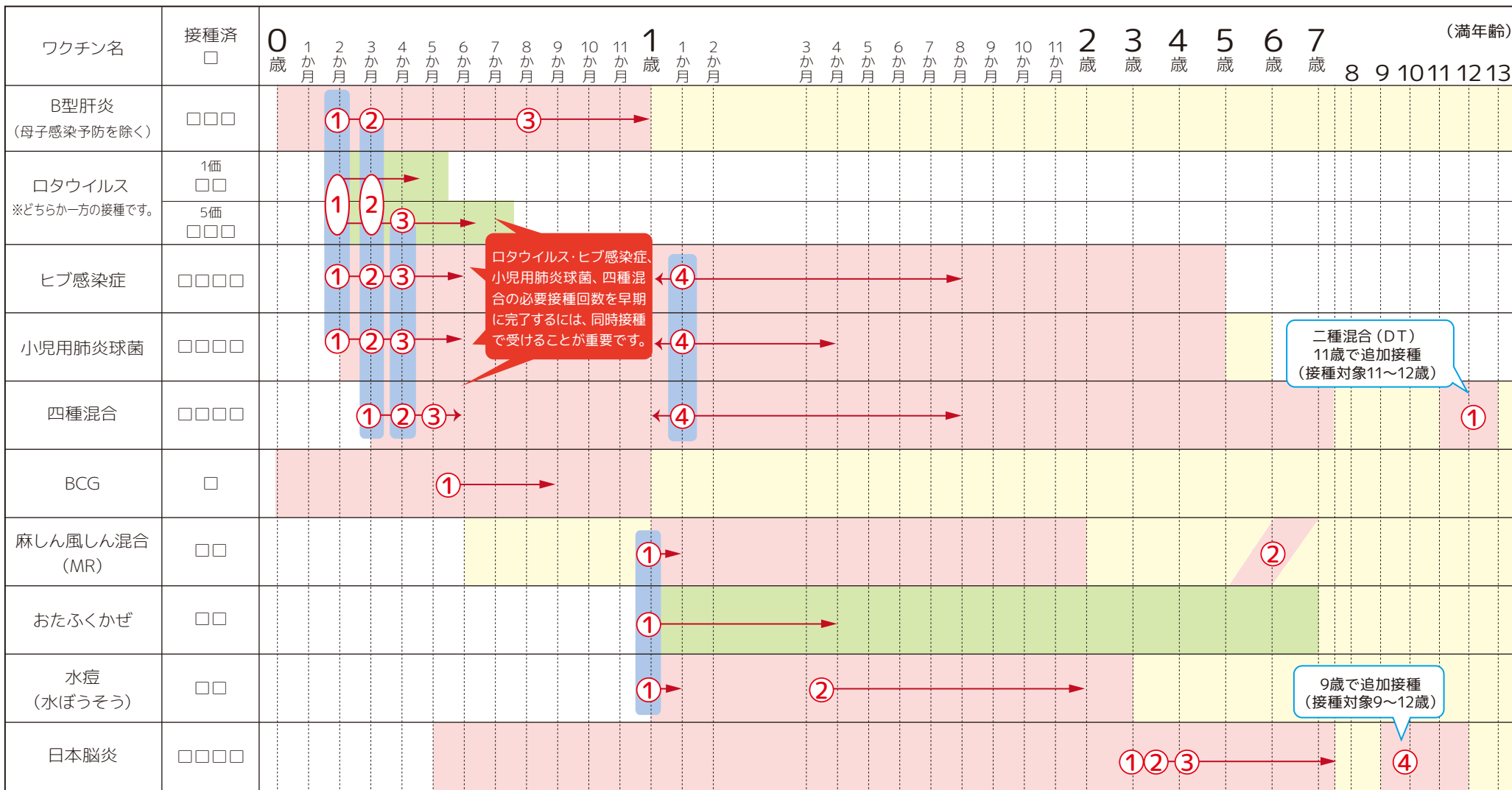
手続き 赤ちゃん・産婦訪問の際に、各種予防接種の予診票を綴った予防接種手帳をお渡しします。接種を受ける際は、事前に医療機関に予約し、予診票に必要事項を記入して医療機関にお持ちください。転入された方、予診票を紛失された方は、保健福祉課健康増進係窓口までお越しください。任意の予防接種の予診票は、各医療機関に置いてあるものをお使いください。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 Tel.0226-46-5113

予防接種は抵抗力や体力のない
赤ちゃんを病気から守ってくれます。
計画的に受けるようにしましょう！



予防接種スケジュール



ロタウイルス・ヒブ感染症、小児用肺炎球菌、四種混合の必要接種回数を早期に完了するには、同時接種で受けることが重要です。

二種混合 (DT)
11歳で追加接種
(接種対象11~12歳)

9歳で追加接種
(接種対象9~12歳)

- 定期予防接種の対象年齢 (助成対象)
- 任意予防接種の対象年齢 (助成対象)
- 接種可能年齢 (助成対象外)

標準的な接種期間

同時接種

※医療機関によって同時接種できるワクチンが異なります。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

健診・予防接種

予防接種

健診・予防接種

予防接種

4 お子さんの健やかな成長のために

相談

4-1 子育て相談

内容 保健師・栄養士が、子育ての悩みごとや、お子さんの体重を測り、育児や発達に関する相談を行います。毎週月曜日、午後1時から午後5時までを来所相談日としています。指定日以外にも随時来所相談、電話相談、家庭訪問を行いますので、お気軽に保健福祉課健康増進係へお問い合わせください。心理士による相談も行っていますので、ご相談ください。

対象者 乳幼児のご家族

手続き 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113



4-2 離乳食相談（食生活相談）

内容 「離乳食をどのように進めたらよいか分からない」「いつも同じような献立になってしまう」など、離乳食や授乳について個別相談を実施します。平日午前8時30分から午後5時まで来所又は電話相談を随時受付けております。来所相談の場合、事前にご連絡ください。

対象者 乳幼児のご家族

手続き 保健福祉課健康増進係 TEL0226-46-5113



施設利用

4-3 子育て支援センター

内容 子育て支援センターは、子育てをしているご家族、これからママになる妊婦さんの交流の場として開放しています。子育ての情報交換や、親子での仲間づくり、季節の行事を楽しむなど、気軽に遊びに来れる場所です。

①育児相談

子育てに関する悩みや疑問について相談を受付けています。一人で悩まずに、いつでもご相談ください。お子さんを遊ばせながら職員が相談をお受けします。あらかじめ、電話にてご連絡ください。（*秘密は厳守します。）

②楽しくあそぼう

季節の行事やおもちゃ作り、お外でのあそび、毎月の誕生会などの行事を予定しています。申し込みの必要な行事もありますのでホームページをご覧ください。

③講習会などの実施

体操教室の実施、救命救急・講習、栄養士の講話など



開設時間

- ・地域子育て支援センター（総合ケアセンター南三陸2階）
月曜日から金曜日
- ・戸倉地区子育て支援センター（戸倉保育所隣り）
月曜日から水曜日
- ・歌津地区子育て支援センター（伊里前保育所隣り）
水曜日から金曜日

午前10時から午後3時まで
（都合により開設時間が変更になる場合もあります。）

料 金 無 料

手 続 き 初めて利用される方には館内の用紙に登録をお願いします。

申請・問合せ先

地域子育て支援センター	Tel0226-46-3042
戸倉地区子育て支援センター	Tel0226-28-9366
歌津地区子育て支援センター	Tel0226-28-9656

5 保育所・幼稚園

入所・利用

5-1 保育所・地域型保育事業・幼稚園・認定こども園

施設事業の種類

☆認可保育所（対象年齢 0歳から5歳まで）

認可保育所は、保護者が就労している又は病気の状態にあるなどの理由で、家庭において保育することができないお子さんを、保護者にかわり保育する施設です。

☆地域型保育事業（対象年齢 0歳から2歳まで）

地域型保育事業は、0歳から2歳までのお子さんを少人数で預かる事業です。認可保育所と同じように、保護者が就労している又は病気の状態にあるなどの理由で、家庭において保育することができないお子さんを、保護者にかわり保育する事業です。

☆幼稚園（対象年齢 3歳から5歳まで）

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくる幼児期の教育を行う学校です。保育所のように、保護者の就労や病気などの状況を問いません。

☆認定こども園（対象年齢 施設により異なります）

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せもつ施設です。保育所部分を利用する場合は、認可保育所と同様の条件となります。



町内の施設

〈認可保育所〉

	施設名	開所時間	利用定員	対象年齢	所在地・連絡先
町立	志津川保育所	7:30~19:00	90人	生後10か月~5歳	志津川字新井田166番地1 Tel0226-46-3679
	戸倉保育所	7:30~19:00	40人	生後10か月~5歳	戸倉字宇津野50番地10 Tel0226-46-9134
	伊里前保育所	7:30~19:00	70人	生後10か月~5歳	歌津字伊里前325番地5 Tel0226-36-2062

〈地域型保育事業〉

	施設名	開所時間	利用定員	対象年齢	所在地・連絡先
私立	(株)阿部長商店 マリンパル保育園	7:30~19:00	9人	0歳~2歳	志津川字黒崎99番地12 Tel0226-46-2442 (ホテル観洋直通、保育園呼出)

〈幼稚園〉

	施設名	開所時間	利用定員	対象年齢	所在地・連絡先
私立	学校法人 平成学園 あさひ幼稚園	9:00~14:30	35人	3歳~5歳	志津川字天王山38番地141 Tel.0226-46-3621

〈認定こども園〉

	施設名	開所時間	利用定員	対象年齢	所在地・連絡先
町立	名足こども園	7:30~18:30	40人	3歳~5歳	歌津字小長柴67番地4 Tel.0226-36-2320
私立	一般社団法人 きぼうの森 入谷ひがし幼児園	7:30~18:30	36人	1歳~5歳	入谷字中の町207番地3 Tel.0226-46-3915

手続きなど

1 支給認定

施設を利用する際には、次の区分による「支給認定」を受け、利用申込みをしなければいけません。認定された場合、支給認定証が交付されます。

支給認定区分	対象	基本保育時間	利用施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	教育標準時間 1日概ね4時間 (休園日:土、日、祝日、夏休み等)	・幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	A 保育標準時間 1日最大11時間 B 保育短時間 1日最大8時間	・保育所 ・認定こども園 (保育所部分)
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	(休所日:日、祝日、年末年始等)	・保育所 ・認定こども園 (保育所部分) ・地域型保育事業

保育の必要な事由とは…

- ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動
⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがある場合 ⑨育児休業取得時、既に保育を利用している場合

2 利用申込み

利用申込みについては、施設により異なります。以下の連絡先までお問い合わせください。

- ☆町立保育所・名足こども園 ⇒ 保健福祉課子育て支援係 電話：0226-46-1402
- ☆あさひ幼稚園 ⇒ あさひ幼稚園 電話：0226-46-3621
- ☆入谷ひがし幼児園 ⇒ 入谷ひがし幼児園 電話：0226-46-3915
- ☆マリンパル保育園 ⇒ マリンパル保育園 電話：0226-46-2442
(ホテル観洋直通、保育園呼び出し)

3 利用者負担額

☆3歳から5歳までの全ての児童の施設利用料が無償化になりました。ただし、副食費(給食の食材料費)は実費負担とし、施設により異なります。

☆0歳から2歳までの児童は、副食費を含めた施設利用料がかかります。

☆施設利用料及び副食費については、所得に応じて賦課される児童の保護者(父母)の住民税課税状況を基に、町が算定します。(保護者以外の方も含めて算定する場合もあります)その他、文房具購入費や通園送迎費などは実費徴収となります。

☆町では、第3子以降の児童を対象に施設利用料及び副食費の免除など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、利用者負担額の軽減措置を拡充しています。

問合せ先 保健福祉課子育て支援係 Tel.0226-46-1402



健康管理

5-2 フッ化物洗口事業

内容 むし歯予防として、希望者にフッ化物の入った溶液を用いた、ぶくぶくうがいを行います。

対象者 町内教育保育施設 年中児・年長児
(志津川保育所・伊里前保育所・戸倉保育所・名足こども園・あさひ幼稚園・入谷ひがし幼児園)

その他 各町立小中学校でフッ化物洗口を継続することができます。

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 Tel.0226-46-5113

6 学校教育支援

入学準備

6-1 就学時健康診断

- 内容** お子さんの心身の健康状態を把握し、適正な指導を行うため、小学校入学予定のお子さんを対象に、入学する前年の秋ごろに健康診断を行います。日時等は保護者に通知しますので、指定された会場で受診してください。健診にあわせて言葉の相談や心配ごとについて相談することもできます。

申請・問合せ先 教育委員会 教育総務課 TEL0226-46-2604

手当・助成

6-2 子育て世帯応援券(入学)

- 内容** お子さまの小学校入学のお祝いとして「子育て世帯応援券(商品券)」を支給します。
【支給額(商品券の額)】1万円

- 内容** 町内に住所を有する小学校入学予定の満6歳になる児童と同一世帯の保護者へ支給します。

- 手続き** 対象者へ個別にお知らせいたします。

申請・問合せ先 保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402



申請・届出

6-3 要保護準要保護児童生徒就学援助

- 内容** 経済的な理由により、就学困難と認められる小中学校児童生徒の保護者へ、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を支給します。

- 対象者**
- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - 前年度又は当該年度において、いずれかの措置を受けた者
 - ・生活保護の停止、又は廃止
 - ・国民年金の掛金の減免
 - ・町民税の非課税又は減免
 - ・国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
 - ・個人の事業税の減免
 - ・児童扶養手当の支給
 - ・固定資産税の減免
 - ・世帯更生資金の貸与

- 手続き** 学校から配布される申請書に必要な書類を添付し、学校長へ提出してください。ただし、小学校入学前に新入学準備金を受給する場合は、教育委員会へ申請してください。

申請・問合せ先 教育委員会 教育総務課 TEL0226-46-2604

預かり・支援

6-4 放課後児童クラブ

- 内容** 町内の小学校に在籍する児童であって、保護者及び同居の家族が就労等で放課後に家庭で適切な保育を受けることのできない児童を対象に、健全な育成と生活の場を提供します。

- 開設時間** 月曜日から金曜日：下校時から午後6時30分まで
土曜日及び学校休業日：午前8時から午後6時30分まで
休業日：日曜日、国民の休日及び12月29日から1月3日まで
その他として、町長が特に必要と認めた日

- 料金** 1児童につき、月額5,000円
2人目以降は月額2,500円

- 手続き** 利用申請書に必要な事項を記入し申請します。年度始め(4月1日)からの利用を希望される場合の利用申請受付日と申請書類配布に関しては、町の広報及びホームページに掲載します。年度途中からの利用を希望される場合は、利用開始希望日1か月前までに保健福祉課子育て支援係窓口へ申請してください。
- 必要なもの
- ・利用申請書
 - ・保護者、同居している家族全員の就労(見込)証明書
 - ・自営業等申告書
 - ・確定申告の写し
 - ・印鑑

申請・問合せ先 地域子育て支援センター TEL0226-46-3042
保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402

6-5 南三陸町教育支援センター「はまゆり」

- 内容** ①東日本大震災の影響をはじめとする様々な要因により心のケアを必要とする児童生徒に対し支援を行います。
②不登校の児童生徒の社会的自立に向け、学習の場や教育相談を行います。
- 対象者** ①町内の小中学校に在籍し、東日本大震災の影響により、心のケア、学習支援が必要となった児童生徒とその保護者
②不登校の児童生徒、保護者
- 手続き** ご利用については以下の問合せ先にご相談ください。
- 申請・問合せ先** 南三陸町教育支援センター「はまゆり」 TEL0226-25-7740

修学貸付制度

6-6 南三陸町育英資金貸付事業

- 内容** 高等学校、大学、専門学校等に在学する方に対し、育英資金の貸し付けを行います。
- 対象者** 町内に住所を有する者の子で、
①学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者
②勉学に対する強い意欲を有し、学業成績が優秀であること
③就学に関して本人及び保護者の経済的負担が困難であること
④他奨学金の貸付けを受けていないこと（見込みを含む）
- 手続き** 教育長の指定する日までに、申請書に必要事項を記入し、教育総務課へ提出してください。
- その他** 応募の基準に合致していても、予算の範囲内で選考・決定しますので採用とならない場合もあります。
- 申請・問合せ先** 南三陸町教育委員会 教育総務課 TEL0226-46-2604

6-8南三陸町看護・介護学生等修学資金貸付事業

- 内容** 保健、医療又は福祉の業務に従事しようとする看護・介護学生の方に対し看護・介護学生等修学資金の貸し付けを行うものです。
- 対象者** 看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士その他の資格を取得するための学校等に在籍し、将来、町内の医療機関等において保健、医療又は福祉の業務に従事しようとする方
※募集対象となる職種は、毎年変更になります。
- 手続き** 申請書に必要事項を記入し、保健福祉課社会福祉係へ提出して下さい。
- その他** 応募の基準に合致していても、予算の範囲内で選考・決定しますので採用とならない場合もあります。
- 申請・問合せ先** 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601



6-9南三陸町医学生等修学資金貸付事業

- 内容** 安定した地域医療を提供するため、将来、南三陸病院に勤務する意思のある学生へ修学資金の貸付を行うものです。
- 対象者** 医療従事者（看護師、薬剤師等）の免許取得のため学校等に在学する方（入学予定者を含む。）で、修学後、南三陸病院に勤務する意思のある方。
※募集対象となる職種は、毎年変更になります。
- 手続き** 必要書類を病院総務課へ提出してください。必要書類は病院総務課に備え付けてあるほか、病院ホームページからダウンロードすることもできます。
URL <http://www.minamisanriku-hp.jp/>
- 申請・問合せ先** 南三陸病院総務課 TEL0226-46-3646



7 母子父子家庭のために

手当・助成

7-1 児童扶養手当

内容 母子父子家庭（両親のどちらかに重度の障害がある家庭も含む。）で18歳の最初の3月31日を迎える日まで（障害のある場合は20歳未満）の児童を養育している方に手当を支給します。（所得制限あり）

【支給月額】 (R2年4月現在)

	第1子	第2子	第3子以降
全部支給	42,910円	10,140円	6,080円
一部支給	42,900～10,120円	10,130～5,080円	6,070～3,040円

※一部支給額は所得に応じて決定されます。
※支給額には変動があります。

手続き 個々の状況により必要書類が異なるため、事前に相談が必要です。

申請・問合せ先 保健福祉課子育て支援係 Tel0226-46-1402
宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 Tel022-211-2532

7-2 母子・父子家庭医療費助成

内容 ひと月ごとに健康保険が適用される医療費について、自己負担額から通院（一医療機関）1,000円を超えた額、入院（一医療機関）2,000円を超えた額を助成することにより子育て世帯の経済的負担を軽減する制度です。（保険適用外の費用は助成の対象となりません。）

対象者 配偶者のない母又は父で、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの子どもを扶養している方

手続き 町民税務課又は歌津総合支所の窓口で手続きをしてください。
○必要なもの
・印鑑
・申請者の健康保険証
・申請者の預、貯金通帳
・母子又は父子であることが証明できるもの（戸籍謄本等）
※場合によってはその他必要書類があります。

申請・問合せ先 町民税務課医療給付係 Tel0226-46-1373
歌津総合支所 Tel0226-36-2111

貸付制度

7-3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

内容 母子父子家庭の生活安定と子ども教育・福祉増進のため、県の保健福祉事務所のひとり親家庭支援員（母子・父子自立支援員）にご相談いただいた上で、必要に応じて貸付を行う制度です。

【貸付の種類】

事業開始（継続）資金、修学資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、就学支度資金など

手続き 貸付条件や貸付金額は目的によって異なりますので、まずは福祉事務所へ相談してください。

申請・問合せ先 宮城県気仙沼保健福祉事務所 Tel0226-21-1356

就業支援

7-4 ひとり親家庭等就業支援講習会

内容 母子父子家庭の方が自立して安定した生活を送れるよう、就職に役立つ知識や資格を得るため、介護職員初任者研修、パソコン（ワード、エクセル）などの講習会を開催しています。

費用 受講料は無料ですが、教材費や検定料は実費負担です。

手続き 宮城県母子福祉連合会のホームページに日程等が掲載されておりますので、確認のうえ、申込期間内にはがき又はFAXで母子福祉連合会へお申し込みください。
URL <http://www.h2.dion.ne.jp/~miyagi-b/>

申請・問合せ先 宮城県母子・父子福祉センター（財団法人 宮城県母子福祉連合会）
Tel022-295-0013 Fax022-256-6512



宮城県では、母子父子家庭への支援等をまとめた冊子「ひとり親家庭支援ほっとブック」を発行しています。この冊子は、保健福祉課子育て支援係の窓口へ備え付けてあるほか、宮城県子ども・家庭支援課のホームページからも見ることができます！

URL <http://www.pref.miyagi.jp/sosiki/kosodate/>

8 障がいのあるお子さんのために

障害者手帳

8-1 身体障害者手帳

内容 視覚、聴覚、肢体不自由、心臓機能等に永続すると認められる障がいのある方に交付されます。手帳を取得することにより、身体障害児（者）が各種サービスを利用することができます。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

手続き ○必要なもの
・申請書
・診断書（様式指定あり）
・本人の顔写真2枚（縦4cm×横3cm）
・印鑑
・個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード
（通知カードの場合、顔写真入りの身分証明書も必要です。）

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601

8-2 療育手帳

内容 知的障害があり、児童相談所又はリハビリテーション支援センターにおいて一定基準に該当すると判定された方に交付されます。手帳を取得することにより、知的障害児（者）が各種サービスを利用することができます。障がいの程度によりA（重度）とB（その他）の区分があります。

手続き ○必要なもの
・申請書
・本人の顔写真2枚（縦4cm×横3cm）
・印鑑
・個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード
（通知カードの場合、顔写真入りの身分証明書も必要です。）

※申請後、生育状況等の聞き取り調査があります。

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601

8-3 精神保健福祉手帳

内容 精神疾患のある方で、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活が制限される方に交付されます。手帳を取得することにより、各種サービスを利用することができます。障がいの程度により1級から3級の区分があります。

手続き ○必要なもの
・申請書
・診断書（様式指定あり）
・本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
・印鑑
・個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード
（通知カードの場合、顔写真入りの身分証明書も必要です。）

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601

手当・助成

8-4 特別児童扶養手当

内容 精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童を家庭で養育している方に手当が支給されます。（所得制限があります。）
障がいの程度により1級～2級まで区分があります。

【支給月額】（児童1人あたり）

1級 52,200円

2級 34,770円

※R2年4月現在
※支給額には変動があります

手続き 個々の状況により必要書類が異なるため、事前に相談が必要です。

申請・問合せ先 保健福祉課子育て支援係 TEL0226-46-1402
宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 TEL022-211-2532

8-5 障害児福祉手当

内容 20歳未満で精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の方に支給される手当金になります。（所得制限があります。）

【支給月額】14,880円

※R3年1月現在
※支給額には変動があります

手続き 個々の状況により必要書類が異なるため、事前に相談が必要です。

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 TEL0226-46-2601

8-6 新生児聴覚検査助成

内容 新生児聴覚検査を受けた方を対象に検査費用を助成します。検査は出産した病院等で行います。

【助成額】 初回検査・確認検査に対して各々上限8,000円

対象者 町内に住所を有する新生児聴覚検査を受けた児の保護者へ支給します。
(平成30年4月1日以降に出生した児)

手続き 保健福祉課健康増進係又は歌津総合支所の窓口へ申請してください。
○必要なもの
・印鑑 ・領収書
・母子手帳(検査を受けた日付、結果を記入してもらってください)
・申請者名義の預、貯金通帳

申請・問合せ先 保健福祉課健康増進係 Tel0226-46-5113

8-7 自立支援医療(育成医療)

内容 身体に障がいのある児童が、生活するのに必要な能力を得るため、指定医療機関でかかった治療費の一部を公費で負担するものです。(所得に応じて月額負担上限額が設定されます。)

対象者 18歳未満で肢体不自由、視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害、心臓、じん臓、小腸、肝臓その他の内臓機能障害、免疫機能障害のいずれかの障がいに該当し、確実な治療効果が期待できるお子さん。

手続き 治療を行う前の申請になります。
○必要なもの
・申請書 ・医師の意見書 ・健康保険証 ・印鑑
・個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード
(通知カードの場合、顔写真入りの身分証明書も必要です。)

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 Tel0226-46-2601

8-8 補装具費用の助成

内容 義足、車いす、補聴器等により身体の不自由を補う必要がある方に、その交付や修理にかかる費用の一部を補助します。

対象者 身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等

手続き 購入前に手続きが必要です。事前に保健福祉課社会福祉係へご相談ください。

その他 利用者負担は原則1割ですが、世帯の所得等により利用料の減免制度があります。

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 Tel0226-46-2601



8-9 日常生活支援用具の給付

内容 特殊マットや特殊便器、頭部保護帽などの日常生活に必要なものを給付する制度です。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方又は難病患者等

手続き 購入前に手続きが必要です。事前に保健福祉課社会福祉係へご相談ください。

その他 利用者負担は原則1割ですが、世帯の所得等により利用料の減免制度があります。

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 Tel0226-46-2601

8-10 南三陸町難聴児補聴器購入助成事業

内容 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の方に補聴器購入費用を助成します。

対象者 町内に住所を有し、両耳の聴力レベルが70デシベル未満の18歳未満の方で、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が見込まれる方

手続き 購入前に手続きが必要です。事前に保健福祉課社会福祉係へご相談ください。

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 Tel0226-46-2601



8-11 障害者医療費助成

内容 障がいがある方が保険適用で医療を受けた治療費の一部を助成します。ただし、18歳到達後最初の3月31日をむかえるまでのお子さんについては、「子ども医療費助成」(P. 9)が優先されます。

対象者 身体障害者手帳1級から3級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳Aをお持ちの方

手続き 町民税務課又は歌津総合支所の窓口で手続きをしてください。
○必要なもの
・印鑑 ・障がい者の方の健康保険証 ・申請者名義の預、貯金通帳
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳

申請・問合せ先 町民税務課医療給付係 Tel0226-46-1373
歌津総合支所 Tel0226-36-2111

8-11 児童通所支援

内容 ・児童発達支援・・・未就学の障がいのあるお子さんに日常生活、集団生活での適応訓練等を行います。
 ・放課後等デイサービス・・・就学中の障がいのあるお子さんに対して、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行います。

対象者 障がいをお持ちの方、難病患者の方等

手続き 個々の状況により手続方法が異なるため、事前にご相談ください。

その他 利用者負担は原則1割ですが、世帯の所得等により利用料の減免制度があります。

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 Tel0226-46-2601

8-12 日中一時支援事業

内容 障がい者等を日中一時的に預かり、家族の負担軽減を図るとともに、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

対象者 身体、療育、精神手帳をお持ちの方

手続き 利用の手続きについては保健福祉課社会福祉係へご確認ください。

その他 利用者負担は原則1割ですが、世帯の所得等により利用料の減免制度があります。

申請・問合せ先 保健福祉課社会福祉係 Tel0226-46-2601

8-13 南三陸町障害者相談支援事業

内容 発達の気になる子どもや、障害児(者)とその家族を対象に各種相談、情報提供等を行います。

申請・問合せ先 南三陸町相談支援センター(総合ケアセンター南三陸2階)
 Tel 0226-29-6441

9 その他の支援・相談

9-1 児童虐待

内容 あなたの身近に、親や近親者などによる赤ちゃんや子どもへの虐待と思われる様子はありますか。
 または、あなた自身が抱えている子育てに関する悩みはありませんか。「虐待」がおきてしまう前にひとりで悩まず、まずは相談してください。早い相談が、予防・解決につながります。

相談・問合せ先 児童相談所全国共通ダイヤル Tel189

こちらの「189」にダイヤルすると、お近くの児童相談所につながります。相談・通告等は匿名で行なうこともでき、内容に関する秘密は守られます。



9-2 DV(ドメスティック・バイオレンス)

内容 DVとは配偶者など親密な関係にあるパートナーからの暴力のことをいいます。暴力にはなぐる・けるなどの身体的な暴力のほか様々形態の暴力があり、暴力によって相手を支配しようとします。
 DVは重大な人権侵害であり、犯罪行為です。もし、DVの被害にあった場合はすぐご相談ください。

相談・問合せ先 宮城県女性相談センター Tel022-256-0965
 宮城県気仙沼保健福祉事務所 Tel0226-21-1356

【みやぎ夜間・休日DVほっとライン】

宮城県では、配偶者やパートナー・恋人などからDVによる被害を受けている方の様々な相談に応じるため、電話相談窓口「みやぎ夜間・休日DVほっとライン」を開設しています。(秘密厳守)

受付時間：毎週木・土曜日(祝日、年末年始を除く) 17:00~21:00
 第2・4日曜日(年末年始を除く) 9:00~17:00
 電話番号：022-725-3660



9-3 防災

○災害に備えて

①災害時持出品

災害に直面したときに備えて、いつでも持出しができるよう日頃から一週間分準備しておきましょう。

【赤ちゃん用災害時持出品の例】

- | | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 |  | <input type="checkbox"/> おしりふき | <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ |
| <input type="checkbox"/> 粉ミルク | | <input type="checkbox"/> 紙おむつ | <input type="checkbox"/> 飲料水 |
| <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 |  | <input type="checkbox"/> おんぶひも | <input type="checkbox"/> おもちゃ |
| <input type="checkbox"/> ベビーフード | | <input type="checkbox"/> 着替え | <input type="checkbox"/> マスク |
| | | <input type="checkbox"/> バスタオル | |

②家族と話し合っておきましょう

いざというときのために、家族で避難場所や連絡方法等について普段から話し合っておきましょう。



○防災情報

①メール配信サービス

地震、津波、火災、気象、ライフライン等の緊急・防災情報をメールで配信します。子育て情報や保育所、学校の各種情報も配信しています。

(右記のQRコードを読み取り、空メールを送信して登録してください。)



②ハザードマップ

南三陸町ではハザードマップ「南三陸町防災マップ」を配布しています。災害時の避難場所等が掲載されていますので、確認しておきましょう。南三陸町のホームページでも公開しています。

URL <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

南三陸町の子育て関係機関一覧

市外局番【0226】

	施設名	連絡先	所在地
行政機関	町民税務課	46-1373	志津川字沼田101番地(役場内)
	保健福祉課健康増進係	46-5113	志津川字沼田14番地3 (総合ケアセンター南三陸内)
	保健福祉課子育て支援係	46-1402	
	保健福祉課社会福祉係	46-2601	
	教育委員会教育総務課	46-2604	志津川字沼田101番地(役場内)
	歌津総合支所	36-2111	歌津字管の浜60番地
	志津川公民館	46-1341	志津川字新井田165番地1(生涯学習センター内)
	戸倉公民館	46-9920	戸倉字沖田69番地2
	入谷公民館	46-5103	入谷字水口沢12番地1
	歌津公民館	36-2071	歌津字管の浜60番地
	南三陸町図書館	46-1351	志津川字新井田165番地1(生涯学習センター内)
総合体育館(バウンドアリーナ)	47-1131	志津川字沼田56番地	
子育て支援センター	地域子育て支援センター	46-3042	志津川字沼田14番地3 (総合ケアセンター南三陸内)
	戸倉地区子育て支援センター	28-9366	戸倉字宇津野50番地10
	歌津地区子育て支援センター	28-9656	歌津字伊里前325番地5
保育所幼稚園	志津川保育所	46-3679	志津川字新井田166番地1
	戸倉保育所	46-9134	戸倉字宇津野50番地10
	伊里前保育所	36-2062	歌津字伊里前325番地5
	名足こども園	36-2320	歌津字小長柴67番地4
	入谷ひがし幼児園	46-3915	入谷字中の町207番地3
	マリンパル保育園	46-2442	志津川字黒崎99番地12
	あさひ幼稚園	46-3621	志津川字天王山38番地141
小・中学校	志津川小学校	46-3645	志津川字城場75番地2
	戸倉小学校	29-6145	戸倉字宇津野50番地1
	入谷小学校	46-2655	入谷字童子下193番地2
	伊里前小学校	36-2005	歌津字伊里前113番地
	名足小学校	36-2009	歌津字中山14番地
	志津川中学校	46-3666	志津川字助作1番地1
	歌津中学校	36-2019	歌津字伊里前123番地
	子どもの心のケアハウス	25-7740	志津川字沼田56番地
	はまゆり教室	25-7740	志津川字沼田56番地
放課後児童クラブ	志津川地区放課後児童クラブ	47-1275	志津川字城場75番地2
	戸倉地区放課後児童クラブ	28-9366	戸倉字宇津野50番地10
	歌津地区放課後児童クラブ	36-4695	歌津字伊里前137番地1
病院	南三陸病院	46-3646	志津川字沼田14番地3
障害者支援	南三陸町相談支援センター (地域活動支援センター風の里)	29-6441	志津川字沼田14番地3 (総合ケアセンター南三陸内)
宮城県の機関	宮城県気仙沼保健福祉事務所	21-1356	気仙沼市東新城三丁目3番地3
	宮城県東部児童相談所気仙沼支所	21-1020	
	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課助成支援班	022-211-2532	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 (宮城県庁内)
	宮城県母子・父子福祉センター (宮城県母子福祉連合会)	022-295-0013	仙台市宮城野区安養寺3-7-3
	宮城県女性相談センター	022-256-5203	

医療機関の情報

○町内の医療機関

医療機関名	受付時間	所在地・連絡先
南三陸病院（小児科） ※予防接種は事前予約制	月・水・金 午前：8時30分～11時	南三陸町志津川字沼田14-3 Tel.0226-46-3646
歌津八番クリニック ※6歳以上のお子さんから診療可 ※予防接種は事前予約制	月～土 午前：9時～11時30分 午後：2時～4時30分 ※水・土は午前のみ	南三陸町歌津字柘沢77-1 Tel.0226-36-9511
佐藤徹内科クリニック ※1歳以上のお子さんから診療可 ※予防接種は事前予約制	月～土 午前：8時45分～12時 午後：1時45分～5時30分 ※水・土は午前のみ	南三陸町志津川字沼田144-45 Tel.0226-47-1175

○町内の医療機関（歯科）

医療機関名	受付時間	所在地・連絡先
南三陸病院 （歯科口腔外科）※予約制	月～金 午前：8時30分～11時	南三陸町志津川字沼田14-3 Tel.0226-46-3646
志津川歯科クリニック ※予約制	月・火・水・金・土 午前：9時～12時 午後：2時～5時 ※週内に祝日がある場合は木曜日も診療	南三陸町志津川字南町203-7 Tel.0226-46-5678

○近隣の夜間、休日対応医療機関

医療機関名	受付時間	所在地・連絡先
石巻市 夜間急患センター	月～金 午後7時～午後10時 土曜日 午後6時～翌朝7時 日曜・休日 午後6時～翌朝6時	石巻市蛇田字西道下71 （石巻赤十字病院敷地内） TEL0220-94-5111

○宮城県子ども夜間安心コール

夜間のお子さんの急な発熱やけがのとき、経験豊富な看護師がすぐに診療すべきか、翌朝まで様子をみて大丈夫かなどの相談に応じます。

相談時間：午後7時～翌朝8時

電話番号：#8000または022-212-9390

○広域休日救急当番医

気仙沼・本吉地区において、休日診療に地域の当番医が対応します。町の広報やHPにて、確認してください。

○宮城県休日夜間診療案内

電話自動音声及びファクシミリにより、休日当番医、歯科医及び休日夜間急患センター等の休日や夜間において受診可能な医療機関の情報を提供しています。

※休日・夜間の診療時間外に当番医等の情報を提供するものであり、通常診療時間内の医療機関については案内していません。

電話番号：0226-24-2154（気仙沼・本吉郡専用）

